

早川町・身延町・南部町医療事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則  
(令和7年9月1日規則第10号)

職員の期末手当及び勤勉手当に関しては、身延町職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成16年身延町規則第37号)の規定を準用する。

附 則

(施行規則)

- 1 この規則は、令和7年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日までに地域医療連携推進法人みなみやまなしにおいてなされた給与に係る支給、処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた支給、処分、手続その他の行為とみなし、これらの行為に係る期間は通算する。